

令和3年黒石市教育委員会第12回定例会会議録

日時及び場所 令和3年12月23日(木)午後1時30分 黒石公民館 3階 会議室

会議出席委員 教育長 山内孝行
委員 1番 永川信子
委員 2番 宇野元雄
委員 3番 柿崎博
委員 4番 後藤耕谷

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 村上靖
指導課長 相馬保
学校教育課長 駒井俊也
社会教育課長 村元裕
文化スポーツ課長 山口祐宏
学校教育課長補佐 梶谷和哉
学校教育課総務係長 福島梢(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第53号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について
- 第6 議案第54号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第7 議案第55号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第8 議案第56号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第9 議案第57号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第10 議案第58号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 第11 議案第59号 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について

会議の顛末

開会宣告(午後1時30分)

第1 会議録の承認

令和3年黒石市教育委員会第11回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第2 会期の決定

会期については、令和3年12月23日の1日とすることで、委員全員異議なく決定する。

第3 会議録署名委員の指名

教育長が「3番 柿崎 博 委員」を指名する。

第4 議事前報告

1 令和3年第4回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案について

令和3年黒石市教育委員会第11回定例会で協議した、令和3年第4回黒石市議会定例会に提出した教育に関する事務の議案については、原案のとおり可決された。

2 令和3年第4回黒石市議会定例会での教育に関する一般質問について

(1) 学校教育課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
黒石自民クラブ	今 大 介	1 教育行政について ア 通学路の安全対策について
黒石自民クラブ	大 平 陽 子	5 中学校の完全給食について

(2) 指導課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
新自民・公明クラブ	大 溝 雅 昭	3 教育行政について ア いじめ・不登校・自殺について イ SDGsへの対応について

(3) 社会教育課関係

所属会派	質問議員	質問要旨
黒石市民倶楽部	三 上 廣 大	3 市立図書館について ア 進捗状況について イ 信号機の設置について

(4) 文化スポーツ課

所属会派	質問議員	質問要旨
黒石自民クラブ	大 平 陽 子	4 スポーツ施設の利用料について

宇野委員 学校教育課関係の通学路の安全対策のなかで、危険個所の把握の際には学校、道路管理者及び警察署が対策案に基づき相互に連携を図りながら、それぞれの担当する箇所について、計画的に対策を実施することになると話されましたけども、道路の管理者というのはどちらを指すのでしょうか。

学校教育課長 市道は市長で、県道は県知事なのですが、こちらの管内では中南の県土整備部になります。そちらの職員の皆さんも集まっていたいて一緒に合同点検を行いました。

宇野委員 道路管理者にも関係があると思いますが、側溝の蓋が開いていることが気になります。目印を立てて開けているところもあれば、何の目印もなく開けているところもあります。なかには昼夜問わず開けっ放しのところもあって、子供たちが側溝に落ちる可能性もあり危険です。市報等で注意喚起する必要があるのではないかと思います。

第5 議案第53号 黒石市外国語指導助手任用規則の一部改正について

行政手続等における押印の取扱いの見直しに伴う関係条例の整備に関する条例第2条の規定による改正後の黒石市職員のサービスの宣誓に関する条例第2条第3項の規定により、任命権者が別段の定めをすることができることとされている会計年度任用職員としての身分を有する外国語指導助手のサービスの宣誓に関する規定を整備する等のため、所要の改正をしようとするものである。

教育部長が資料に基づき説明し、審議に入る。

宇野委員 任用期間及びその終了が任用期間等へ変わりましたが、任用期間はどのくらいですか。

指導課長 2年となっております。その後、任用に関しては延長をかけていく形になります。

学校教育課長 会計年度任用職員というのは任期が1年です。ですがALTに関しては別途別の定めをすることができるように制度上なっております、最長任期が5年です。

宇野委員 ALTの人事評価はどなたがされているのですか。

指導課長 会計年度任用職員ということで、毎年人事評価は行っております。1次評価は各学校長、2次評価は我々が行っております。

全員異議なく原案を可決する。

第6～11 黒石市文化財保護審議会委員の委嘱について

黒石市文化財保護審議会委員の任期が令和3年12月31日で満了することに伴い、提案するものである。

教育部長が資料に基づき同一課題を一括説明し、審議に入る。

- 議案第54号 高橋 幸江 氏について、全員異議なく原案を可決する。
議案第55号 鳴海 文四郎 氏について、全員異議なく原案を可決する。
議案第56号 澤口 正光 氏について、全員異議なく原案を可決する。
議案第57号 小野 知行 氏について、全員異議なく原案を可決する。
議案第58号 九戸 眞樹 氏について、全員異議なく原案を可決する。
議案第59号 津軽 承公 氏について、全員異議なく原案を可決する。

公開終了（午後2時）

